

# 八王子市就学援助費支給要綱

平成 8 年 4 月 1 日施行

改正	平成 9 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日
	平成 11 年 11 月 15 日	平成 12 年 4 月 1 日
	平成 14 年 4 月 1 日	平成 14 年 9 月 1 日
	平成 15 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年 12 月 26 日
	平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 28 年 8 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒（次年度に就学を予定している児童を含む。以下「児童生徒」という。）の保護者に対して行う就学援助費（以下「援助費」という。）の支給について必要な事項を定める。

## (支給の対象者)

第 2 条 この要綱により援助費の支給を受けることができる者は、教育長が別に定める認定基準により、要保護として認定された児童生徒（以下「要保護児童生徒」という。）の保護者及び準要保護として認定された児童生徒（以下「準要保護児童生徒」という。）の保護者とする。

## (校外活動費)

第 3 条 市内に住所を有する要保護児童生徒の保護者に対し、次の各号に掲げる費用を支給する。

(1) 修学旅行の参加に要する費用

(2) 校外活動（宿泊を伴うもの）の参加に要する費用

2 市内に住所を有する準要保護児童生徒の保護者に対し、次の各号に掲げる費用を支給する。

(1) 修学旅行の参加に要する費用

(2) 校外活動（宿泊を伴うもの）の参加に要する費用

(3) 校外活動（宿泊を伴わないもの）の参加に要する費用で別に定める額

3 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに前項第 1 号及び第 2 号に規定する費用の額は、市町村の設置する学校に就学している場合を除き、支給する年度の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金における国の予算単価相当額を限度とする。

(新入学学用品費等)

第4条 市内に住所を有する要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の保護者（以下「認定者」という。）に対し、小学校又は中学校の第1学年に入学した年度に限り、新入学学用品費等を別に定めるところにより支給する。ただし、福祉事務所から当該入学に係る新入学準備金及び次項の新入学準備金等の支給を受けた者に対しては支給しない。

(新入学準備金等)

第4条の2 市内に住所を有する準要保護児童生徒のうち、次年度に就学を予定している児童の保護者に対し、新入学準備金等を別に定めるところにより支給する。ただし、福祉事務所から当該入学に係る新入学準備金の支給を受けた者に対しては支給しない。

(学用品費、通学用品費)

第5条 市内に住所を有する準要保護児童生徒の保護者に対し、次の各号に掲げる費用を別に定めるところにより支給する。ただし、前条に規定する費用の支給を受けた者に対しては、当該支給年度に限り、第2号に規定する費用は支給しない。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

(体育実技用具費)

第5条の2 市内に住所を有する準要保護児童生徒のうち、中学校に就学している者の保護者に対し、体育の授業に使用する柔道着（上下、帯の一式）又は剣道用具（面、胴、甲手、垂れ、剣道着上下、竹刀及び防具袋の一式）の購入に要する費用を、中学校就学期間中1回に限り、別に定める額を限度として支給する。ただし、当該授業を受ける者全員が個々に用意する必要がある場合に限る。

(通学費)

第6条 市内に住所を有する準要保護児童生徒のうち、八王子市立小学校又は八王子市立中学校（以下「市立学校」という。）に就学している者で、次の各号に掲げる者の保護者に対し、通学における交通機関の利用に要する費用を支給する。

(1) 特別支援学級に就学している者で、通学距離が概ね1キロメートル以上の者

(2) 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則第2条の規定に基づき就学している者のうち、通学距離が小学校にあっては4キロメートル以上、中学校にあっては6キロメートル以上の者

(医療費)

第7条 市内に住所を有しかつ公立学校に就学している認定者に対し、児童・生徒の学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号。以下「政令」という。）第8条に規定する疾病の治療のための医療に要する費用のうち、当該保護者が負担することとなる費用を支給する。ただし、他都区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

2 市外に住所を有しかつ市立学校に就学している認定者に対し、児童生徒の政令第8条に規定する疾病の治療のための医療に要する費用のうち、当該認定者が負担することとなる費用を支給する。ただし、他区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

(学校生活管理指導表発行費)

第7条の2 市内に住所を有しかつ公立学校に就学している準要保護児童生徒の保護者に対し、学校生活管理指導表の発行に要する費用を別に定めるところにより支給する。ただし、他都区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

2 市外に住所を有しかつ市立学校に就学している準要保護児童生徒の保護者に対し、学校生活管理指導表の発行に要する費用を別に定めるところにより支給する。ただし、他区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

(学校給食費)

第8条 市内に住所を有しかつ公立学校に就学している準要保護児童生徒の保護者に対し、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する費用で、当該保護者が負担することとなる費用を支給する。ただし、他都区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

2 市外に住所を有しかつ市立学校に就学している準要保護児童生徒の保護者に対し、法第11条第2項に規定する費用で、当該保護者が負担することとなる費用を支給する。ただし、他区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

(支給対象期間等)

第9条 第3条から前条までに規定する援助費の支給対象期間は、要保護又は準要保護に認定された日からその日が属する年度の末日(当該認定が年度の途中で取り消された場合はその取消の日の前日)までとし、支給時期は別に定めるものとする。

(支給の方法)

第10条 この要綱に基づき支給する援助費(第7条に規定する費用を除く。)は、認定者が指定する認定者名義の口座(以下「認定者口座」という。)に支払う。ただし、認定者が受領の権限を当該児童生徒が在籍する校長に委任している場合は、当該児童生徒の在籍する校長名義の口座(以下「校長口座」という。)へ支払う。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象期間に係る援助費において、認定者が学校に未納がある場合は、支給額から未納となっている額を校長口座へ支払い、その残額を認定者口座へ支払う。

3 第7条に規定する費用は、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒が受診した医療機関が指定する口座に支払う。ただし、認定者が当該費用を医療機関に支払っている場合は、認定者口座に支払う。

(援助費の返還)

第11条 援助費の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、援助費の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(1) 不正の手段により援助費の支給を受けたとき

(2) 第2条に規定する支給の対象者の要件を欠くことになったとき

附則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 11 年 11 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。